

社会福祉法人 藤寿会 行動計画

(次世代法)

藤寿会グループ（高知地区、愛媛地区、兵庫地区、東京地区）の全職員が、その能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。尚、各地区の施設長は、地域の実情に合わせ行動計画を行うものとする。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：小学校入学前までの、子を持つ職員の短時間勤務制度の周知と希望者の実施
また、男性職員の育児休業の周知と希望者の実施

〈対策〉

- 各地区の職員会等での情報提供及び周知
- 短時間勤務と育休取得職員の把握
- 年2回各地区の施設長は本部へ状況報告
- 役員会にて、次世代法に関する意見交換及び状況報告

目標2：女性活躍推進法と同じ

目標3：女性活躍推進法と同じ

社会福祉法人 藤寿会 行動計画

(女性活躍推進法)

藤寿会グループ（高知地区、愛媛地区、兵庫地区、東京地区）の全職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。尚、各地区の施設長は、地域の実情に合わせ行動計画を行うものとする。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標 1：労働者に占める女性労働者の割合を 60%以上の継続と、管理職に占める女性労働者の割合を 40%以上の達成。

〈対策〉

- ・年2回各地区の施設長は本部へ状況報告
- ・役員会にて、女性活躍に関する意見交換及び状況報告

目標 2：時間外労働を削減するため、週1回ノー残業デーを設定し、実施状況の把握に努め必要に応じて、業務の見直し等を行う。

- ・高知、東京地区は金曜日、愛媛地区は月曜日、兵庫地区は水曜日
- ・ノー残業デーにおいて全体の時間外労働を、高知、愛媛地区は5時間以内、兵庫、東京地区は10時間以内とする。

〈対策〉

- ・毎月、時間外労働の現状を把握
- ・年2回各地区にて検討会等の実施及び全職員への周知
- ・年2回各地区の施設長は本部へ状況報告

目標 3：年次有給休暇の取得日数を、年間7日以上または、前年度実績を超えるものとする。

〈対策〉

- ・毎月、年次有給休暇の取得状況を把握
- ・年2回各地区にて検討会等の実施及び全職員への周知
- ・年2回各地区の施設長は本部へ状況報告